

別紙2 解体予定施設管理業務

1. 委託期間

令和5年4月1日 から 令和5年6月30日 まで

2. 対象施設

附属棟	892.31m ²
管理棟	1,009.05m ²
むつみ寮	3,040.32m ²
第3管理棟	170.76m ²

3. 管理対象設備機器

別表2-1「解体予定施設管理対象設備機器一覧」参照

4. 業務内容

(1) 運転・監視及び日常点検・保守業務

別表2-2「解体予定施設日常点検業務の内容」参照

(2) 定期点検及び保守業務

①電気保安全管理業務

- ・当法人の電気保安規程第17条第1項の規定に基づき対象施設の電気点検を5月に実施すること。
対象機器については、別表2-3「解体予定施設電気点検対象機器一覧」参照。

②消防法に基づく定期点検業務

- ・消防法第17条の3の3の規定に基づき、対象施設の消防用設備等定期点検（機器点検及び総合点検）を5月に実施すること。
- ・消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき、対象施設の防火対象物定期点検を5月に実施すること。
- ・消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき、対象施設の防災管理点検を5月に実施すること。

③建築基準法に基づく定期検査業務

- ・建築基準法第12条第3項の規定に基づき、附属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟の防火設備定期検査を5月に実施すること。

(3) その他業務

別紙1「業務実施要領」3. その他業務 に準じ、定期報告・立ち会い協力等の業務を適時実施すること。